

## 陳述書の提出等について（注意）

- 競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。
- 入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。
- 陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。
- 陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。
- 陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。
- 陳述書の用紙は、執行官室及びBITサイト上において入手可能です。

山形地方裁判所

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月24日  
 山形地方裁判所民事部  
 裁判所書記官 岩 田 実

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月14日 午前 9時00分から 令和 8年 4月21日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 8年 4月23日 午前10時00分 山形地方裁判所売却場
売却決定 期日 場 所	令和 8年 5月14日 午前 9時45分 山形地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

- |   |       |                                |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在   | 寒河江市大字中郷字川口原                   |
|   | 地 番   | 1739番                          |
|   | 地 目   | 宅地                             |
|   | 地 積   | 377.72平方メートル                   |
| 2 | 所 在   | 寒河江市大字中郷字川口原 1739番地            |
|   | 家屋 番号 | 1739番                          |
|   | 種 類   | 居宅                             |
|   | 構 造   | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建                 |
|   | 床 面 積 | 1階42.84平方メートル<br>2階42.23平方メートル |



## 物 件 明 細 書

令和 8年 1月29日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 田 実

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

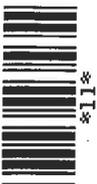
---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。  
このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- |   |       |                                |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在   | 寒河江市大字中郷字川口原                   |
|   | 地 番   | 1739番                          |
|   | 地 目   | 宅地                             |
|   | 地 積   | 377.72平方メートル                   |
| 2 | 所 在   | 寒河江市大字中郷字川口原 1739番地            |
|   | 家屋 番号 | 1739番                          |
|   | 種 類   | 居宅                             |
|   | 構 造   | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建                 |
|   | 床 面 積 | 1階42.84平方メートル<br>2階42.23平方メートル |



令和7年(ケ)第52号  
令和7年10月16日受理  
令和8年 1月20日提出

# 現況調査報告書

山形地方裁判所

執行官 原田 薫

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- |   |       |                                |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在   | 寒河江市大字中郷字川口原                   |
|   | 地 番   | 1739番                          |
|   | 地 目   | 宅地                             |
|   | 地 積   | 377.72平方メートル                   |
| 2 | 所 在   | 寒河江市大字中郷字川口原 1739番地            |
|   | 家屋 番号 | 1739番                          |
|   | 種 類   | 居宅                             |
|   | 構 造   | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建                 |
|   | 床 面 積 | 1階42.84平方メートル<br>2階42.23平方メートル |





その他の事項

- 1 物件1の土地について、西側で舗装市道に接面しており、北側及び南側はコンクリートブロック塀があることから境界は明瞭である。また東側は水路に接面していることから境界は明瞭である。
- 2 物件1の土地について、隣地所有者と境界争いはない。
- 3 物件1の土地について、北西端部分に、NTT株式会社の電柱が1本ある。NTT-ME株式会社に照会したところ、敷地利用料として年間1,500円が土地所有者であるAに支払われている。
- 4 物件1の土地について、北東端部分に、東北電力株式会社の電柱及び支線が各1本ある。東北電力ネットワーク株式会社寒河江電力センターに照会したところ、敷地利用料として年間3,000円が土地所有者であるAに支払われている。
- 5 物件1の土地の北西端部分に、スチール製物置が建てられている。
- 6 物件1の土地の南西端部分に、カーポートが設置されている。
- 7 物件2の建物について、第三者に貸している部分はない。
- 8 物件2の建物について、雨漏りや床の軋みは見られないが、建物内で猫を飼っており、壁の各所に猫の爪による引っ掻き傷が見られる。
- 9 物件2の建物について、浴室の扉を開けようと試みるも開けることができなかった。なお、開かない原因は不明である。
- 10 物件2の建物内及び物件1の土地の目的外動産の所有者についてはAの供述を得ることができなかったが、物件1の土地にAの夫と息子の車を停めてあるとの回答があった。なお、現地調査の時には車の存在は現認できなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (土地建物所有者)	<p>(照会回答書から)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 物件1の土地について、隣地所有者との間で境界争いはありません。</li><li>2 物件1の土地に自動車所有しています。自動車は夫と私の子のものです。</li><li>3 物件2の建物について、第三者に貸している部分はありません。</li></ol> <p style="text-align: right;">以上</p>
執行官の意見	
■	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本件物件の状況は、公図、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。</li><li>2 物件2の建物の占有状況については、現場の状況、照会回答書及び立入調査の結果から、Aが占有するものと考えられる。</li></ol> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年11月5日(水)	執行官室	山形地方法務局寒河江支局に対して全部事項証明書等交付申請書発送する。 (11月11日受理)
令和7年11月13日(木) : - :	執行官室	Aに通知を送付する。
令和7年11月20日(木) 14:00-14:20	物件所在地	Aが不在であったため、建物立ち入り調査を延期した。占有者不在につき外観調査、評価人とともに境界確認、前面道路接道状況確認、目的外建物の有無の確認。
令和7年11月27日(木) : - :	執行官室	株式会社NTT-MEに対して電柱についての照会書を送付する(令和7年12月25日回答書受理)。
令和7年12月4日(木) : - :	執行官室	Aに通知を送付する。
令和7年12月15日(月) 10:00-11:00	物件所在地	現況調査、評価人、立会人B及び解錠技術者C同行、Aは不在、占有調査、建物立入調査、境界確認、写真撮影する。
令和7年12月18日(木) : - :	物件所在地	物件所在地の郵便ポストに占有関係に関する照会書を送付する(令和7年12月25日回答書受理)。
令和7年12月25日(木) : - :	執行官室	東北電力ネットワーク株式会社に対して電柱についての照会書を送付する(令和8年1月13日回答書受理)。
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年 12月 15日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち合わせ、解錠技術者Cに解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

# 公 図 写

1746-1

(座標値種別：図上測定)

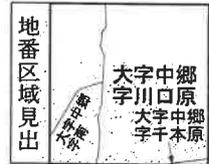
-54056.893

-179669.425



-54181.893 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部分	所在	寒河江市大字中郷字川口原			地番	1739番			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和54年11月			備付年月日(原図)	昭和56年9月14日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月7日  
山形地方務局寒河江支局  
登記官

請求番号：4-1  
(1/1)

( 6 枚目)

A 3 判 → A 4 判 に 縮 小

公用

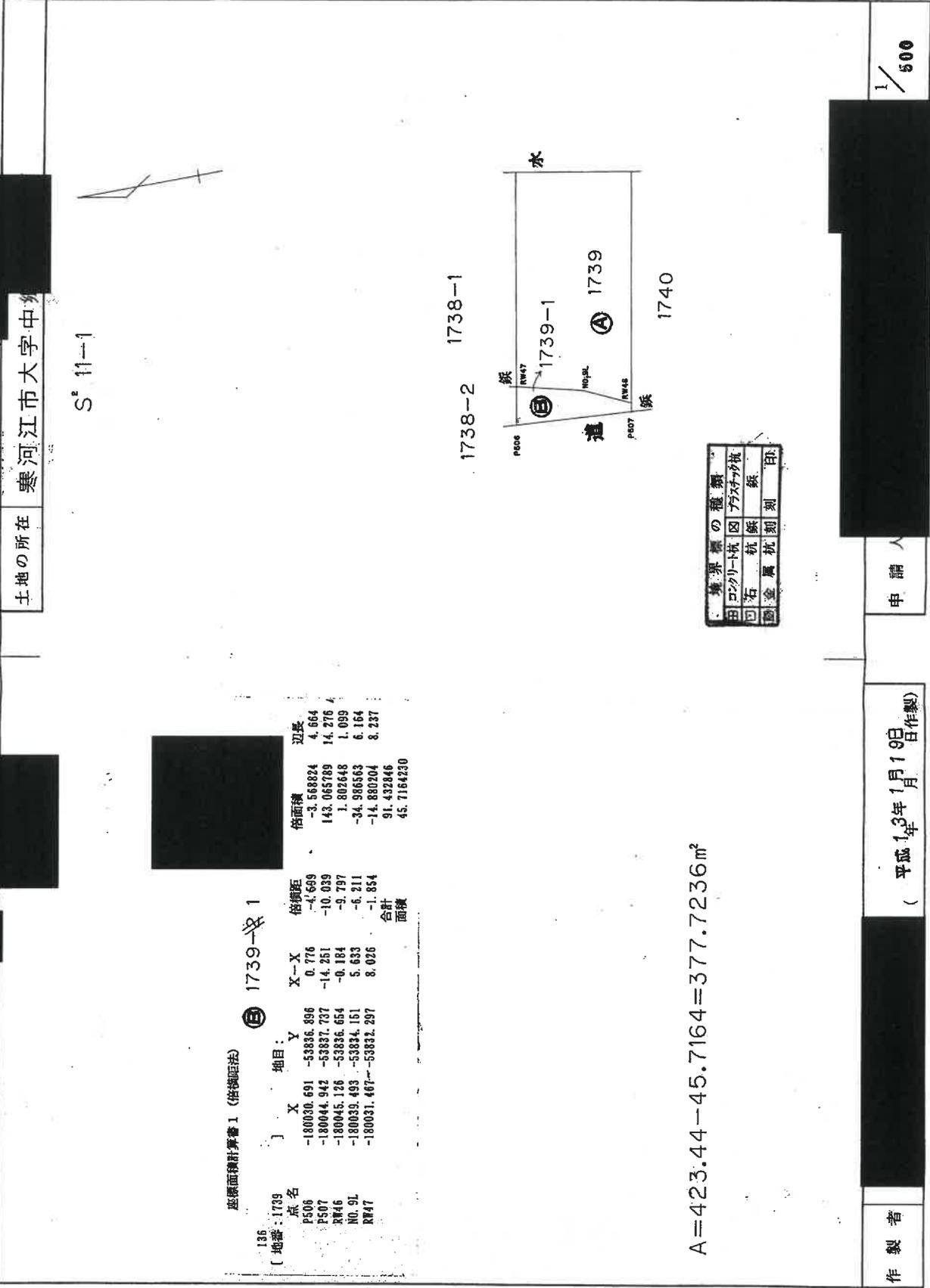
登記年月日：平成13年2月19日

116044

地番 ①1739  
②1739-2 1

土地の所在 寒河江市大字中

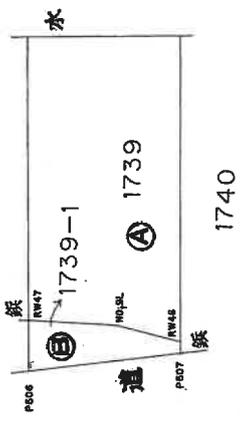
計測量図



座標面積計算書1 (倍率法)

136 [地番：1739] ② 1739-2 1

点名	X	Y	X-X	Y-Y	倍率	面積	辺長
P506	-180030.691	-53836.896	0.776	-4.699	-3.568824	4.664	
P507	-180044.942	-53837.737	-14.251	-10.039	143.065789	14.276	
RW46	-180045.126	-53836.654	-0.184	-9.797	1.802648	1.099	
NO.9L	-180039.493	-53834.151	5.633	-6.211	-34.986563	6.164	
RW47	-180031.467	-53832.297	8.026	-1.854	-14.880204	8.237	
合計					91.432846		
					45.7164230		



$$A = 423.44 - 45.7164 = 377.7236 \text{ m}^2$$

(日調連9)

境界線の積算  
田コケリ-杭 図 方丈寸法  
石 杭 図 積算  
金 杭 図 積算

作製者

(平成13年1月19日 製作)

申請人

1/500

平成13年2月19日 登記

A 3判 → A 4判に縮小

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年11月7日 山形地方支務局寒河江支局

登記年月日：平成25年11月1日

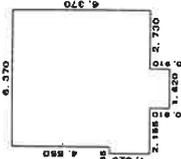
公用

# 建築物図面 各階平面図

家屋番号	1739番
建築物の所在	寒河江市大字中郷字川口原1739番地

## 各階平面図

1階

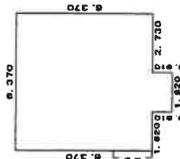


求積表

4.550 x 6.370 = 28.983500  
 1.820 x 6.705 = 12.203100  
 0.910 x 1.820 = 1.656200

合計 42.842800  
 床面積 42.84 m<sup>2</sup>

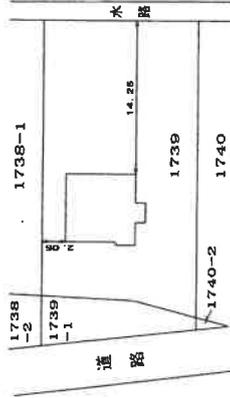
2階



求積表

6.370 x 6.370 = 40.576900  
 0.910 x 1.820 = 1.656200

合計 42.233100  
 床面積 42.23 m<sup>2</sup>



(日鷹製図)

作成者

月 9 日(作成)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

A3判→A4判に縮小

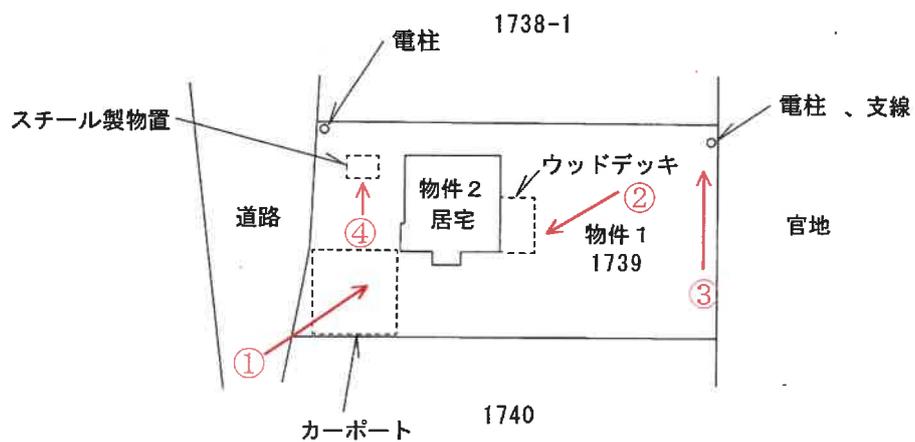
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月7日 山形地方支務局寒河江支局

登記官

請求番号：4-3

# 土地建物位置関係図 S=1:500

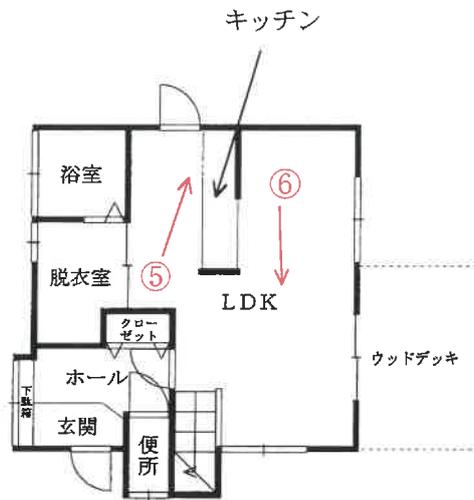


凡例 : 写真撮影位置方向 ○ →

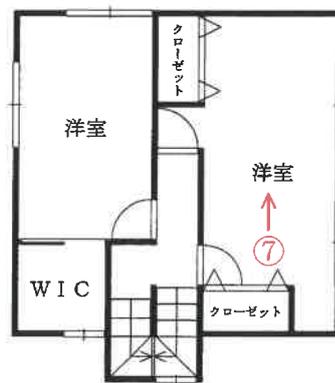


# 建物間取図

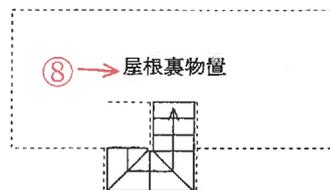
物件 2



1F ( 42.84㎡ )



2F ( 42.23㎡ )



凡例 : 写真撮影位置方向 ○ →

( 10 枚目 )

写真①(物件2 建物外観)



写真②(物件1 敷地部分)



( 11 枚目)

写真③(物件1 北東側境界付近)



写真④(物件1 スチール製物置)



( 12 枚目)

写真⑤(物件2 1階 キッチン)



写真⑥(物件2 1階 リビングダイニング)



写真⑦(物件2 2階 洋室)



写真⑧(物件2 3階 屋根裏物置)



( 14 枚目)

令和7年（ケ）第52号  
令和7年11月20日 現地調査  
令和8年1月20日 評価  
（ Y 2 1 0 9 号 ）

山形地方裁判所民事部 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

森 谷 崇 史

## 第1. 評 価 額

一 括 価 格	
金 3, 170, 000円	
内 訳 価 格	
物件1	金 560, 000円
物件2	金 2, 610, 000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2. 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほか物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については、原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3. 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	寒河江市大字中郷字川口原 1739番 宅地 377.72 m <sup>2</sup>	左記にほぼ同じ
2	所 家屋番 種 類 構造 床面積	寒河江市大字中郷字川口原 1739番地 1739番 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 42.84 m <sup>2</sup> 2階 42.23 m <sup>2</sup>	左記にほぼ同じ
番号	特記事項		
	なし		

#### 第4. 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R左沢線左沢駅の南東方約 700m（道路距離）に位置する。 （別添「位置図」参照）	
付近の状況	寒河江市市街地西端付近の大字中郷地内に小規模開発された住宅地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途指定 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 70% 200% なし なし
画地条件	地積 377.72 m <sup>2</sup> 間口×奥行 約 14m×約 26m 形状 ほぼ長方形 地勢 ほぼ平坦 道路接面 中間画地 その他 なし	
接面道路の状況	西側が約 5.5m～約 7m の舗装市道にほぼ等高～約 0.5m 高く接面。 （建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路）	
土地の利用状況等	物件 2 建物の敷地	
供給処理施設	上水道 あり 下水道 なし（浄化槽） ガス配管 なし  （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	<p>附加物・従物等：植樹</p> <p>土壌汚染の可能性：現地調査及び官公署において公表されてる資料を勘案する限度において、土壌汚染の可能性は低いと判断されるが、その有無は指定調査機関の調査によらなければ確定できない。</p> <p>地下埋設物の有無：現地調査において価格形成に大きな影響を与える地下埋設物が存在する可能性は低い。</p> <p>埋蔵文化財の有無：文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地（川口原遺跡）に含まれている。</p> <p>土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域等に指定されていない。</p> <p>その他の他：① 物件1北西角付近に引込柱が1本、北東角付近に引込柱及び支線が各1本存する。</p> <p>② 物件1南西角付近にカーポートが1個存する。</p> <p>③ 物件1北西角付近にスチール製物置が1個存する。</p> <p>④ 上水道の引込管について、共同の水道管となっている（市上水道課より聴取）。</p>
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

イ. 区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 平成25年8月7日新築 経過年数 約12年 経済的残存耐用年数 約16年
仕様	屋根 合金メッキ鋼板 外壁 サイディング 内壁 ビニールクロス ほか 天井 ビニールクロス ほか 床 フローリング・ビニールシート ほか 建具 木製建具・アルミサッシュ ほか 設備 電気・便所・上水道・下水道 その他 なし
床面積（現況）	1階 42.84㎡、2階 42.23㎡、延べ 85.07㎡
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 建物間取図のとおり
品等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	<p>附加物・従物等：屋根裏物置・ウッドデッキ</p> <p>その他：① 建物内部に猫を2匹飼っている。</p> <p>② 1階北西角付近に存する浴室について、ドアが開かず、内部を確認できない。</p>

第5. 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

(万円未満四捨五入)

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	4,100	1.00	377.72	1.00	1,550,000

ア. 標準画地価格 (地価公示価格等からの規準)

大江 (県) - 3

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 7,880 \text{ 円/㎡} & \times 99.8/100 & \times 100/100 & \times 100/190 & = & 4,100 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：標準価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正なし

◇地域格差：街路、交通接近、環境、行政的条件格差等を考慮し+90%と査定した。

イ. 個別格差：格差なし

ウ. 地積：登記数量による

エ. 建付減価補正率：補正なし

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

(万円未満四捨五入)

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	160,000	85.07	0.37	5,040,000

ウ. 現価率

<物件 2 >

経過年数 12 年、経済的残存耐用年数 16 年、観察減価 35%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = (\text{経済的残存耐用年数 } 16 \text{ 年} / \text{経済的全耐用年数 } 28 \text{ 年}) \times (1 - \text{観察減価 } 0.35) = 0.37$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

(万円未満四捨五入)

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格 (円) ア×イ=ウ
1	1,550,000	0.25	法定地上権	390,000

イ. 土地利用権等割合：法定地上権 25%と査定。

② 内訳価格及び一括価格

(万円未満四捨五入)

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	従物・ 附加物 の加算 ウ	占有 減価 修正 エ	市場性 修正 オ	競売 市場 修正 カ	評価額 (円) (ア±イ+ウ) ×エ×オ×カ
1	1,550,000	-390,000	0	-	0.80	0.6	560,000
2	5,040,000	+390,000	0	-	0.80	0.6	2,610,000
一括価格(合計)							3,170,000

ウ. 従物・附加物：植樹、屋根裏物置、ウッドデッキ等を0円と査定。

エ. 占有減価修正：特にない

オ. 市場性修正：地域の実情、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれていること等を考慮して-20%と査定。

カ. 競売市場修正：競売特有の事情による減価割合を-40%と査定。

## 第6. 参考価格資料

1 地価公示価格等	大江（県）－3
所 在	西村山郡大江町大字本郷字前丁185番1
価 格	7,880 円/㎡
位 置	J R左沢駅から南西方道路距離約1.7 kmに位置する。
価 格 時 点	令和7年7月1日現在
地 積	781 ㎡
供給処理施設	水道、下水
接 面 道 路	北7m町道
用 途 指 定 等	非線引都市計画区域 第2種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要	一般住宅の中に農家住宅、農地が見られる住宅地域

## 第7. 付 属 資 料

- 1 位 置 図
- 2 公 図 写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建 物 配 置 図
- 5 建 物 間 取 図

# 位置図

富山  
▲ 266.0

E48

日本一公園

左沢

日本一公園

波切不動明王 卍

熊野神社 卍

流泉寺 卍

左沢小

左沢駅

新価物件

左沢温泉 卍

原田

巨海院 卍

27

大江町役場

夷相院 卍

卍 称念寺

最上橋

野神社 卍

卍 諏訪神社

基準地

卍 白山神社

左沢橋

若宮 卍

287

大江中

月布川大橋

112

西部街道  
左沢温泉橋

藤田工業団地

最上川

熊野神社 卍

善法寺 卍

藤田

柏陵橋

テルメ柏陵

卍 舟唄温泉

小見

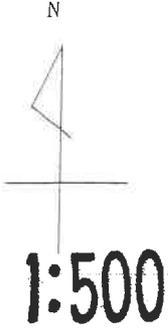
左沢高

大江中藤田の丘分校

左沢小藤田の丘分校

1:15,000

# 公 図 写



地区外

地区外

道

水

道

1735-2

1735-1

1708

1736

1708-2

1707-3

1737-2

1737-1

1706-

1738-2

1738-1

1706-1

1705-1

1739-1

1739

**物件 1**

1704

1740-2

1740

1703

1741

1702

1629-2

1742

1701

1629

1743

1700

2074

893 (座標値種別：図上測定)

国省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

大字中郷字川口原

所在 寒河江市大字中郷字川口原

地番 1739番

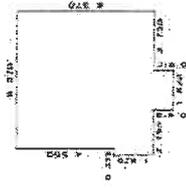
# 各階平面図

家屋番号 1739番

建築物の所在 寒河江市大字中郷宇川口原1739番地

# 建築物平面各階平面図

1 階

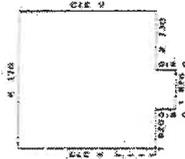


床面積表

4.550 x 6.370	=	26.963500
1.820 x 6.705	=	12.203100
0.910 x 1.820	=	1.656200

合計 42.842800  
床面積 42.84 m<sup>2</sup>

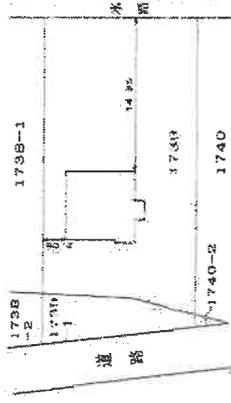
2 階



床面積表

6.370 x 6.370	=	40.576900
0.910 x 1.820	=	1.656200

合計 42.233100  
床面積 42.23 m<sup>2</sup>



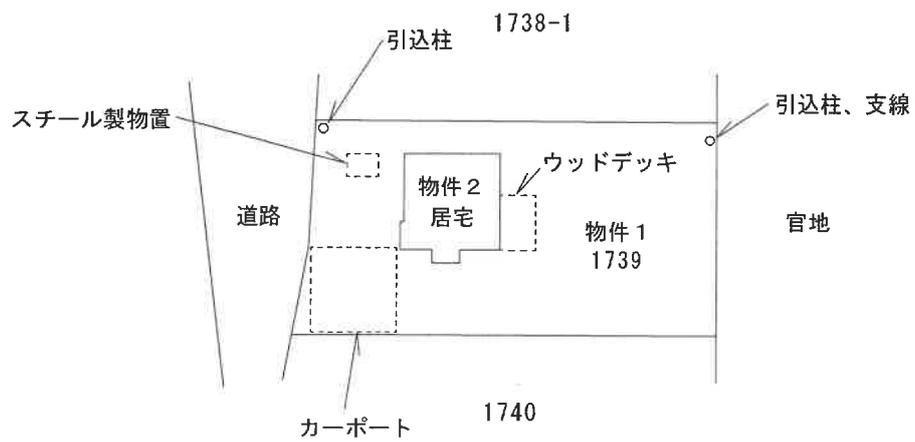
作成者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

# 建物配置図 S=1:500

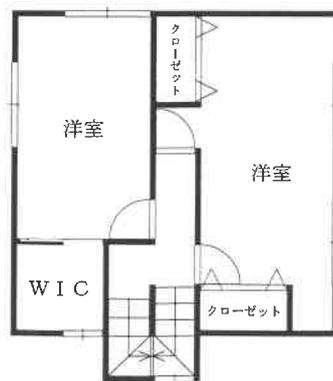


# 建物間取図

物件2



( 42.84㎡ )



( 42.23㎡ )

